

○自治医科大学医学部寄附講座規程

(平成 17 年規程第 79 号)

改正 平成 19 年規程第 14 号 平成 21 年規程第 2 号
平成 22 年規程第 37 号 平成 24 年規程第 34 号
平成 26 年規程第 18 号 平成 27 年規程第 15 号
平成 28 年規程第 27 号 平成 31 年規程第 22 号
令和 3 年規程第 29 号 令和 5 年規程第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、自治医科大学医学部(以下「本学」という。)における寄附講座の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 寄附講座は、奨学を目的とする民間企業等からの寄附を有効に活用して、本学の主体性のもとに設置及び運営し、もって本学の教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 寄附講座とは、本学に設置される教育研究のための組織であって、民間企業等からの寄附により担当教員等の給与、研究費、旅費、光熱水費その他運営に必要な経費を賄うものをいう。

(名称)

第 4 条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座の名称について、寄附者からの申出があった場合は、寄附者が明らかとなるような字句を付することができるものとする。

(設置)

第 5 条 学長は、寄附講座の設置に係る経費の寄附の申込みがあった場合において、本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、教授会の意見を聴いて、当該寄附講座の設置を決定するものとする。

2 前項に定める寄附の申込みは、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 寄附申込書(別記様式第 1 号)

(2) 寄附講座の概要(別記様式第 2 号)

(3) その他寄附講座の設置に係る審査において必要とする書類

(設置期間等)

第 6 条 寄附講座の設置期間は、原則として 2 年以上 5 年以下とする。ただし、学長が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、更新することができるものとする。

2 寄附講座は、通常の講座への転換を前提としない。

(寄附講座教員)

第7条 寄附講座を担当する教員は、自治医科大学医学部特定有期雇用教職員に関する規程（平成17年規程第71号）及び自治医科大学客員教授取扱規程（平成12年規程第6号）の定めにより、寄附講座教員として任用する。

2 寄附講座教員は、教授に相当する者、准教授に相当する者、講師に相当する者、助教に相当する者及び客員教授（学長が特に必要と認めた者に限る。以下同じ。）とする。

3 寄附講座教員の選考は、本学の教員に関する学内諸規程に準ずるものとする。

（構成）

第8条 寄附講座は、原則として教授、准教授に相当する者又は客員教授1人以上及び准教授、講師又は助教に相当する者1人以上をもって構成するものとする。

2 前項に定める者のほか、寄附講座には必要に応じて寄附講座教員以外の教員を兼務教員としておくことができるものとする。

（職務内容等）

第9条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、他の講座における教育、研究指導又は診療を担当することができるものとする。

（経理等）

第10条 寄附講座の経費は、寄附講座における教育研究が実施される全期間にわたって、必要な額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、本学が認めた場合には、毎年、必要な額を分割して受け入れることができるものとする。

2 前項の寄附講座の経費は、学術研究補助金、助成金等取扱規程（平成8年規程第18号）に定めるところにより奨学寄附金として受け入れ、経理するものとする。

（内容等の変更）

第11条 寄附講座の内容等を大きく変更しようとするときは、第5条に定める手続を経なければならない。

（特許等の取扱い）

第12条 寄附講座教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、自治医科大学発明等取扱規程（平成17年規程第2号）の定めるところによる。

（事務）

第13条 寄附講座に関する事務は、次の各号のとおり行うものとする。

（1） 地域臨床教育センター内に設置する医師派遣を目的とした寄附講座の事務は大学事務部地域医療推進課が行う。

（2） 医師派遣以外のその他の事務は大学事務部研究支援課が行う。

（3） 前2号の経理に関する事務は総務部総務経理課が行う。

（部門及び研究部）

第14条 寄附講座は、第3条の規定に関わらず、講座の部門、地域医療学センターの部門、分子病態治療研究センターの研究部、先端医療技術開発センターの部門、地域臨床教育センターの講座又は医学教育センターの部門として設置することができるものとする。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、寄附講座について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 14 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 2 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 37 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 34 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 18 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

附 則(平成 27 年規程第 15 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規程第 27 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年規程第 22 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規程第 29 号)

この規程は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

附 則(令和 5 年規程第 13 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

寄附申込書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

寄附講座の概要

[別紙参照]